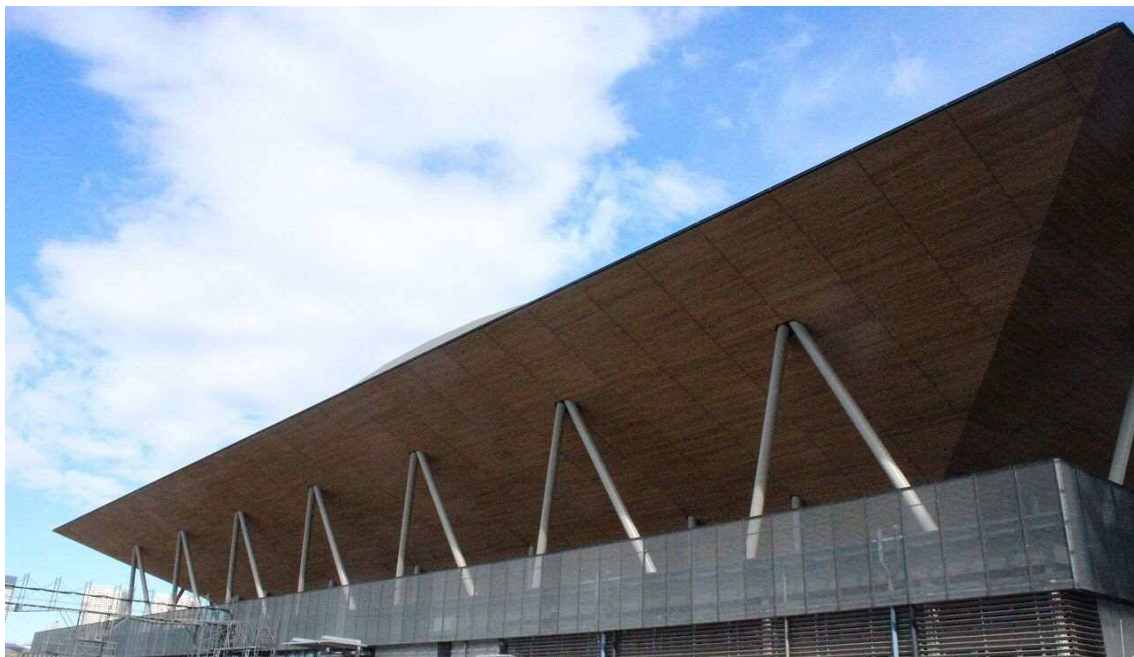


# 浜松市公共部門における地域材利用促進に 関する基本方針

(第4期 令和3～7年度)



(天竜材が使用された有明体操競技場)



(天竜材が使用された浜松中部学園 (左) と浜名中学校 (右))

令和3年4月  
浜松市

## (趣旨)

第1 市域面積の約7割を占める浜松市の天竜川流域の森林は、古くから「天竜美林」と呼ばれ、吉野、尾鷲とともに日本三大人工美林と称され、その景観の美しさとともに良質な木材産地として名を馳せている。

また、本市では、平成22年3月に国際認証制度である「FSC 森林認証」を取得し、現在、市町村別取得面積は全国1位(約49千ha)、市内のCOC取得者数(木材関係)も60事業体を超え、全国有数のFSCのサプライチェーンが構築された地域となり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の有明体操競技場や選手村ビレッジプラザなどへの天竜材の納材も実現した。

加えて、本市は「SDGs 未来都市」に選定されており、SDGsの実現(「つくる責任 つかう責任」「15:陸の豊かさを守ろう」など)のためにも積極的な天竜材の利用が必要である。

併せて、本市が掲げる「浜松市域“RE100”」の実現には、戦略の3本柱のひとつである森林の二酸化炭素吸収の推進が必須であり、これには天竜材の利用拡大が重要となる。

一方、本市の林業・木材産業は、他産地と同様、材価の低迷や高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、大変厳しい状況にあり、木材の地産地消等を本市自らが積極的に推進することを通じて、林業・木材産業の成長産業化を図っていかねばならない。

これらを踏まえ、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)」に基づくとともに、静岡県が定めた「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン(平成30年3月策定。)」に即して、市内の公共建築物の整備において木材並びにFSC認証材の利用の促進を図るため、法第9条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。

## (用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共的建築物

公共の用に供する、又は、公益上必要とされるなど、広く市民の利用に供される建築物をいう。

(2) 公共工作物

公共の用に供し、広く市民の利用に供される工作物をいう。

(3) 公共建築物等

公共的建築物及び公共工作物の総称をいう。

(4) 木造化

建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等に木材を利用することをいう。

(5) 木質化

建築物の内装又は外装における木材利用及び公共工作物、備品等における木材利用をいう。

(6) 地域産の木材

浜松市内で生産された木材をいう。

(7) FSC 認証材

FSC 森林認証制度※1で認証された FSC (FM) 認証林から生産され、FSC (COC) 認証取得者が製材・加工等を行った認証製品。

※1 FSC 森林認証制度

FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会) が運営する国際的な森林認証制度。「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度。

(市内の公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 本方針の実施期間

令和3～7年度(5年間)

(2) 木材利用を促進すべき公共建築物等

「別表1」のとおり

(3) 木材利用を促進すべき範囲

整備に当たっては、以下を除き積極的に木材を利用する。

ア 建築基準法や消防法その他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設若しくは施設の部分。

イ 用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分。

(4) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

ア 森林環境譲与税を有効活用し、積極的に木造・木質化を推進するとともに、地域産の FSC 認証材を活用する。

イ FSC 認証材を活用した場合は、積極的に FSC プロジェクト認証(全プロジェクト認証または部分プロジェクト認証)を取得する。

ウ 木造・木質化にあたっては、FSC 認証材により製造された CLT (Cross Laminated Timber/直交集成板) の活用を検討する。

エ 大規模施設の改築・新設時には、柱・梁等の主要構造物への新

しい技術による集成木材の活用を検討する。

オ 公共的建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（封筒、名刺、文房具等）については、木材を使用したものの利用、導入に努めるとともに、積極的に地域産の FSC 認証材を利用した製品を活用する。

#### （市が整備する公共建築物等における木材利用の目標）

第 4 今後、市が整備予定の主な公共建築物等は以下のとおりであり、これらを含め、市が整備する公共建築物等における木材利用の目標（地域産の FSC 認証材使用の割合）は以下のとおりとする。

ア 今後、市が整備予定の公共建築物等

「別表 2」のとおり

イ 公共建築物等に使用する木材のうち、スギ及びヒノキについては、地域産の FSC 認証材を 100%使用する。

#### （地域産の FSC 認証材の PR 及び普及の推進）

第 5 市は、公共建築物等において地域産の FSC 認証材を利用している具体的な事例や情報等を収集し、市民にその情報を提供する。

また、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が地域産の FSC 認証材の持つ価値や魅力及び利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多い部分により多くの地域産の FSC 認証材を使用することなどを通じて、PR 及び普及に努める。

#### （公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項）

第 6 公共建築物等において木材を利用するに当たっては、次の点に配慮するものとする。

（1）市が木造で公共的建築物を新築する場合は、積極的な地域産の FSC 認証材の活用を目指し、構想等の計画段階において、市事業担当部局及び設計担当部局（財務部公共建築課）の参加のもと浜松地域 FSC・CLT 利活用推進協議会の会員をはじめとした関係者と地域産の FSC 認証材の有効な活用方法等を検討する。

（2）公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、地域産の FSC 認証材の使用に努めつつも、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

（3）公共建築物等の整備主体は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。

また、整備に当たっては、建設、維持管理、解体、廃棄等に掛か

るライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

#### **（市以外の者が整備する公共的建築物への誘導）**

第7 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材ならびに地域産の FSC 認証材の使用を働きかけ、木材ならびに地域産の FSC 認証材の利用を促進するための誘導に努める。

特に、施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第3（4）の範囲に該当する公共的建築物を整備する際に、第4に定める目標に準拠し木材ならびに地域産の FSC 認証材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。

#### **（方針の適用）**

第8 本方針は、第3期計画の改正として令和3年4月1日から適用する。

【別表 1】

木材利用を促進すべき公共建築物等

第 3（2）の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次のとおりとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

| 種別      | 具体例                            |
|---------|--------------------------------|
| 学校      | 小学校、中学校、高等学校等                  |
| 社会福祉施設等 | 老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等 |
| 保健・衛生施設 | 病院、診療所、保健福祉センター等               |
| 運動施設    | 体育館等                           |
| 社会教育施設  | 図書館、美術館、協働センター等                |
| 住宅施設    | 市営住宅等                          |
| 庁舎      | 庁舎等                            |
| 公共工作物   | 公園等の公共土木工事における工作物              |
| その他     | その他上記以外の公共的建築物                 |

【別表 2】

整備予定の公共建築物等

第 4 の今後、市が整備予定の公共建築物等については、次のとおり。

| 施設名<br>【担当課】                   | スケジュール |       |                    |
|--------------------------------|--------|-------|--------------------|
|                                | 設計     | 工事    | 供用                 |
| 中央図書館<br>【市民部中央図書館】            | (終了)   | 3、4年度 | 4年8月               |
| 産業展示館<br>【産業部産業振興課】            | (終了)   | 3、4年度 | 5年1月               |
| オートレース場<br>【産業部産業振興課公営競技室】     | (終了)   | 2～4年度 | 4年6月頃              |
| 可美小学校<br>【教育施設課】               | (終了)   | 元～4年度 | 1期：3年8月<br>2期：5年4月 |
| 西部中学校<br>【教育施設課】               | (終了)   | 3～5年度 | 5年7月               |
| 神久呂小学校<br>【教育施設課】              | 2、3年度  | 4～6年度 | 7年1月               |
| ふれあい交流センター江之島<br>【健康福祉部高齢者福祉課】 | 3年度    | 4、5年度 | 6年1月               |
| ふれあい交流センター湖南<br>【健康福祉部高齢者福祉課】  | 3年度    | 4、5年度 | 6年1月               |
| 天竜体育館<br>【市民部スポーツ振興課】          | 3年度    | 4、5年度 | 6年4月               |
| 佐鳴台保育園<br>【こども家庭部幼児教育・保育課】     | 3、4年度  | 4、5年度 | 6年4月               |
| 江之島ビーチコート<br>【市民部スポーツ振興課】      | 3、4年度  | 5、6年度 | 6年7月               |